経過措置を設け、チャイルドシートの補助を行います

平成２６年度に終了したチャイルドシートの購入費補助事業《H27.3.31 までに新規で購入したものに限る》の申請期間を３か月延長し随時受付をします。

ご希望の方は、**申請書**に必要事項をご記入のうえ、

① **購入者（保護者）氏名（ﾌﾙﾈｰﾑ）・購入日・購入金額・品名・購入店名が確認できる書類（領収書など）**の写し※

②**チャイルドシートの品名及び製造元が確認できる書類（取扱説明書の表紙など）**の写し

③**チャイルドシート品質保証書（保証書）**の写し

④チャイルドシートを装着する自動車の**車検証（保護者が所有するもの）**の写し

⑤**子ども（乳幼児）医療費受給資格証（その他保険証等）**の写し

①～⑤すべてを添え、**下記窓口**か**郵送**にて申請してください。

※クレジット払いの場合は、レシート（クレジットカード番号下４桁の記載のあるもの）の写しとクレジットカードの写し（氏名（ローマ字）・カード番号下４桁の確認ができるもの）を合わせて①とします。

※インターネットで購入した場合は、インターネット販売店が発行する領収書（購入者氏名（フルネーム）、購入日、購入金額、品名、購入店名が記載されているもの）の写しか、配送業者が発行する領収書（代引き決済の場合）の写しを①とします。

申請期間　**随時受付：平成２７年４月１日（水）から平成２７年６月３０日（火）まで**
※郵送の場合は、平成２７年６月３０日（火）消印有効
送付先：〒３３２－８６０１　川口市青木２－１－１　川口市役所子ども育成課育成係

受付場所　市役所第二庁舎４階　子ども育成課・川口駅前行政センター・支所
※申請書には、印鑑が必要です。（シャチハタなどスタンプ印は不可）
※受付時間は、市役所と支所については、平日の午前８時３０分から午後５時１５分までです。また、川口駅前行政センターについては、平日は、午前８時３０分から午後８時まで、土日祝日は、午前８時３０分から午後５時までです。

対象者　平成２７年３月３１日までにチャイルドシートを新規で購入し、申請日時点で１年以内のもので、平成２７年３月３１日までに出生した６歳未満のお子さんがいる市内在住の保護者

補助要件
① 保護者が購入したチャイルドシートであること
② チャイルドシートが国土交通省の認定を受けていること又は、それに相当する安全基準を満たしていること
③ 新規（中古品対象外）に購入し、申請日時点で、購入後１年以内のもの
④ 保護者がチャイルドシートを装着する車の所有名義人になっていること
⑤ 補助金の交付は、乳幼児１人に対して１回限り

補助金額　１台につき、上限３，０００円（補助金の交付は乳幼児１人に対して１回限り）
※購入金額が、3,000 円を下回った場合は、購入金額が補助額となります。

振込日の目安　毎月末日までの子ども育成課到着分を翌月末までにご指定の口座に振込みます。
※申請書類に不足がある場合は、確認ができるまで振込みができません。

問い合わせ　**川口市役所子ども育成課育成係**　**☎０４８－２７１－９６７２**
時間：8：30　～　17：15（平日）